

『唐律疏議』鬪訟律現代語訳稿（3） —第21条から第30条まで—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-09-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: NAKAMURA, Masato, Touritsusogi, Koudokukai メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00063889">https://doi.org/10.24517/00063889</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 『唐律疏議』 關訟律現代語訳稿 (3) — 第21条から第30条まで —

中村 正人・唐律疏議講読会

### 〔凡例〕

- 本訳稿は『唐律疏議』 關訟律の現代語への翻訳を目的とするので、各条の内容に関する解説は附さない。それらについては、『訳註7』の該当箇所を参照されたい。また、篇目疏は『訳註1』201頁～202頁を参照。
- 漢字の字体は原則として現在の日本での通用字体とする。文中の〔 〕内は原注、( )内は訳者補注、〔 〕内は引用史料・中文文献の原文を示す。
- 原文は『訳註3』を底本とする。文字を改める箇所には校注を附す。
- 唐令の条文番号は『拾遺』『拾遺補』（「復旧○条」と表記する）および『校証』（「復原○条」と表記する）に依拠した。
- 引用文献の略号は以下のとおりとする。

『拾遺』 = 仁井田陸『唐令拾遺』復刻版、東京大学出版会、1964年（原刊：東洋文化学院、1933年）

『拾遺補』 = 仁井田陸／池田温編集代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覧』東京大学出版会、1997年

『校証』 = 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究』中華書局、2006年

『訳註1』 = 律令研究会編『訳註日本律令1首巻』東京堂出版、1978年

『訳註3』 = 律令研究会編『訳註日本律令3律本文篇下巻』東京堂出版、1975年

『訳註5』 = 律令研究会編『訳註日本律令5唐律疏議訳註篇1』東京堂出版、1979年

『訳註6』 = 律令研究会編『訳註日本律令6唐律疏議訳註篇2』東京堂出版、1984年

『訳註7』 = 律令研究会編『訳註日本律令7唐律疏議訳註篇3』東京堂出版、1987年

袁『注訳』 = 袁文興・袁超『唐律疏議注訳』甘肅人民出版社、2017年

錢『新注』 = 錢大群『唐律疏議新注』南京師範大学出版社、2007年

曹『訳注』 = 曹漫之主編『唐律疏議訳注』吉林人民出版社、1989年

戴『各論』 = 戴炎輝『唐律各論』成文出版社、1988年

劉『箋解』 = 劉俊文『唐律疏議箋解』中華書局、1996年

滋賀『家族法』 = 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年

#### 【鬪訟律21条】毆部曲死決罰

〔原文〕

諸主毆部曲至死者。徒一年。故殺者。加一等。其有愆犯。決罰致死。及過失殺者。各勿論。

疏議曰。主毆部曲至死者。徒一年。不限罪之輕重。故殺者。加一等。謂非因毆打。本心故殺者。加一等。合徒一年半。其有愆犯。而因決罰致死。及過失殺之者。並無罪。

問曰。妾有子或無子。毆殺夫家部曲奴婢。合當何罪。或有客女及婢。主幸而生子息。自余部曲奴婢而毆。得同主期親以否。

答曰。妾毆夫家部曲奴婢。在律雖無罪名。輕重相明。須從減例。下条云。妾毆夫之妾子。減凡人二等。妾子毆傷父妾。加凡人三等。則部曲与主之妾相毆。比之妾子与父妾相毆法。即妾毆夫家部曲。亦減凡人二等。部曲毆主之妾。加凡人三等。若妾毆夫家奴婢。減部曲一等。奴婢毆主之妾。加部曲一等。至死者。各依凡人法。其有子者。若子為家主。母法不降於兒。並依主例。若子不為家主。於奴婢止同主之期親。余条妾子為家主。及不為家主。各准此。客女及婢。雖有子息。仍同賤隸。不合別加其罪。

〔訳文〕

主人が部曲を殴打して死亡させた場合には徒一年に処する。故意に殺害した場合<sup>(1)</sup>には一等を加重する。(部曲に) 落ち度<sup>(2)</sup>があって罰を加えた<sup>(3)</sup>際に死亡させた場合、および過失殺の場合には、それぞれ罪を論じない。

【疏文】 主人が部曲を殴打して死亡させた場合には徒一年とするが、その場合(部曲が犯した罪過の) 軽重は問わない<sup>(4)</sup>。「故意に殺害した場合には一等を加重する」とあるが、これは殴打によって(死亡させたの)ではなく、本心から故意に殺害した場合には一等を加重して徒一年半とすべきということである。(部曲に) 落ち度があって罰を加えたことによって死亡させた場合、および過失でこれ(=部曲)を殺害した場合には、すべて無罪とする。

【問】 妾で子を産んだ者、あるいは子を産んでいない者がいて、夫の家の部曲・奴婢を殴打して殺害した場合には、どのような罪に当てるべきであるか。あるいは客女及び婢が主人の寵愛を得て<sup>(5)</sup> 子息をもうけた場合、他の部曲や奴婢を殴打したならば、主人の期親の場合と同様の罪を得るか否か。

【答】 妾が夫の家の部曲・奴婢を殴打した場合、律においては該当する罪名が存在しないといっても、相互の罪の軽重は明らかである。すべて罪を減輕する例にしたがうべきである。後の条文(=關訟律三一条)に「妾が夫の(他の) 妾の子を殴打した場合には、一般人(に対する殴打の罪) から二等を減輕する」、「妾の子が父の(自分の母ではない) 妾を殴傷した場合には、一般人(に対する殴傷の罪) に三等を加重する<sup>(6)</sup>」とある。すなわち、部曲が主人の妾と互いに殴打した場合と、妾の子が父の妾と互いに殴打した場合の規定とを比較すれば、妾が夫の家の部曲を殴打した場合には、また一般人(に対する殴打の罪) から二等を減輕し、部曲が主人の妾を殴打した場合には、一般人(に対する殴打の罪) に三等を加重することになる。もし妾が夫の家の奴婢を殴打したなら

ば、部曲（に対する殴打の罪）から一等を減輕する。奴婢が主人の妾を殴打した場合には、部曲（が殴打した場合の罪）に一等を加重する。（殴打した結果相手を）死亡させるに至った場合にはそれぞれ一般人（を闘殺した場合）の法（＝闘訟律5条）による。（妾に）子がいる場合に、もしその子が家主となったならば、母に適用される法はその子に適用されるものよりも低くすることはないので、すべて主（が殴打した場合の）例による。もしその子が家主とならなかったならば、奴婢（に対する闘殴傷の罪）においては、ただ主人の期親（に適用される罪）と同じとする。他の条文で、妾の子が家主となった場合及び家主とならなかった場合については、それぞれこれを準用する。客女及び婢については、子息を産んだとしてもなお卑しい奴隷身分であることに変わりはないため、別段その罪を加重すべきではない。

〔訳注〕

- (1) 主人が部曲を「故殺」した場合について、劉『箋解』1535頁以下は部曲に何らの落ち度もないにもかかわらず、恣意に殺害した場合を指すと解している。闘訟律20条における奴婢の殺害に関して、罪ある奴婢を（官の許可なく）勝手に殺害すれば杖一百に、罪なき奴婢を殺害すれば、それより一等を加重した徒一年に処せられることよりすれば、本条における部曲の殺害に関して、罪ある部曲を殴殺した場合が徒一年、罪なき部曲を殺害した場合が徒一年半と解する劉『箋解』の見解は妥当であると思われる。
- (2) 原文「愆犯」について、『訳註7』323頁注2は「愆は「過」の意。通常の用語で、「とが」という如し。……必ずしも法上の犯罪を限定するものではないと思われる」、袁『注訳』624頁注②は「過誤及び犯罪〔過錯及犯罪〕」とする。いわゆる犯罪行為も含め、（主人にとって）好ましかからざる行為を広く包括する概念であると捉えて、ここでは本文のように「落ち度」と訳することにした。
- (3) 原文「決罰」について、『訳註7』324頁は「この律条で主が「決罰」す

るのは、決罰の方法が、役所が行う笞杖の方法に合致しているということであろう」とする。本条注(4)にもあるように、何らかの「罪」を犯した部曲を主が毆殺すれば徒一年に処せられる一方で、当該部曲を「決罰」の方法で死亡させた場合には罪には問われないことから考えれば、この「決罰」は何らか特別な方式によることが必要であるのは疑いないであろう。

- (4) 原文「不限罪之輕重」について、『訳註7』323頁注1は「主が部曲を毆する原因となった部曲の罪の輕重を限らず、毆して死に至らしめる場合は徒一年、との意味」とし、同頁の【解説】で「主が部曲を<sup>〓</sup>徴戒することは、事実上は無限であったろうが、律では何らかの罪を部曲が犯していることを前提にしている。「不限罪輕重」などというのはそれである」と説明している。また、銭『新注』702頁注釈②は「部曲が主人に毆打された原因である部曲の犯罪が軽いか重いかを論ずることなく、主人がただ毆打して死亡させるに至った場合には、すなわち「徒一年」に処するということを指している〔当指不論部曲被主毆的原因是部曲犯罪之輕或重、主人只要毆至死、就處“徒一年”〕」とする。
- (5) 原文「幸」について、『訳註5』10頁注2は「自家に属する婢を寵愛してこれに子をませること」、『訳註7』323頁注5は「「幸」は寵愛すること。ここでは主が客女・婢を寵愛して子をませること」、曹『訳註』753頁注釈〔2〕は「寵愛、性交〔寵愛、媾合〕」とする。
- (6) ここに示されている「妾の子が父の（自分の母ではない）妾を毆傷した場合には、一般人（に対する毆傷の罪）に三等を加重する」という文言は、鬪訟律31条の条文そのものの引用文ではなく、趣意文である。原文には、「もし妻の子が父の妾を毆傷したならば一般人（に対する毆傷の罪）に一等を加重する。妾の子が父の（自分の母ではない）妾を毆傷した場合には、さらにまた二等を加重する〔若妻之子毆傷父妾、加凡人一等。妾子毆傷父妾、又加二等〕」とある。

【闕訟律22条】部曲奴婢過失殺主

《第1段》

〔原文〕

諸部曲奴婢。過失殺主者絞。傷及詈者流。

疏議曰。部曲奴婢。是為家僕。事主須存謹敬。又亦防其二心。故雖過失殺主者絞。若過失傷及詈者流。不言里數者。為止合加杖二百故也。

〔訳文〕

部曲・奴婢が過失で主人を殺害した場合には絞に処する。傷害した場合及び罵った場合には流に処する。

【疏文】部曲・奴婢は家僕である。主人に仕える際には謹み敬意をもって接すべきである。そのことが（部曲・奴婢の）反逆心を防止することにもなる。それゆえに過失で主人を殺害した場合であっても絞とするのである。もし過失で主人を傷害した場合、及び罵った場合には流とする。（流刑の）里数を述べていないのは、（部曲・奴婢の流刑はすべて）ただ加杖二百とすべきであるからである<sup>(1)</sup>。

〔訳注〕

(1) 名例律47条によれば、官戸・部曲・官私の奴婢が徒・流罪を犯した場合には、名例律27条のいわゆる「加杖法」の規定を準用し、杖刑に読み替えて執行されることになる。なお、「加杖法」自体は徒刑を一定の打数の杖刑に読み替える規定であるが、徒三年が杖二百に読み替えられることになっており、この段階ですでに杖刑の最高限度に達する（名例律29条参照）ことから、流刑は里数にかかわらず、一律杖二百に読み替えて執行されることになる。

《第2段》

[原文]

即毆主之期親及外祖父母者絞。已傷者。皆斬。詈者。徒二年。過失殺者。減毆罪二等。傷者。又減一等。

疏議曰。部曲奴婢。毆主之期親。謂異財者。及毆主之外祖父母者絞。傷者。皆斬。罪無首從。詈者。徒二年。過失殺者。減毆罪二等。合徒三年。加杖二百。過失傷者。又減一等。合徒二年半。加杖一百八十。

[訳文]

もし(部曲・奴婢が)主人の期親及び外祖父母を毆打したならば絞に処する。すでに傷害した場合には(首犯・従犯を区別せず)一律に<sup>(2)</sup>斬に処する。罵った場合には徒二年に処する。過失で殺害した場合には、毆打の罪から二等を減輕し、傷害した場合には、さらにまた一等を減輕する。

【疏文】部曲・奴婢が「主人の期親を毆打する」とは、(その期親が主人と)別世帯<sup>(3)</sup>の場合をいう。及び主人の外祖父母を毆打した場合には絞とする。傷害した場合には一律に斬とし、罪に首(犯)・従(犯の区別)はない。罵った場合には徒二年とする。過失で殺害した場合には、毆打の罪から二等を減輕して徒三年とすべきであり、(名例律47条の規定により名例律27条を準用して)加杖二百とする<sup>(4)</sup>。過失で傷害した場合には、さらにまた一等を減輕して徒二年半とすべきであり、(名例律47条の規定により名例律27条を準用して)加杖一百八十とする。

[訳注]

(2) 原文「皆」について、名例律42条によれば、複数人で一個の犯罪行為を行った場合(いわゆる「共犯」の場合)、通常は犯罪行為の遂行において主導的な役割を行った者(「造意者」)一名を「首犯」として法定刑そのままの刑罰を科し、その他の者(「随従者」)を「従犯」として「首犯」の刑罰から一等を減輕して刑罰を科すこととされているが、同43条に特例とし

て、法定刑に「皆」の字がつく場合（例えば「皆斬」等）には、「首犯」「従犯」を区別せず、一律に法定刑を科すこととされている。

- (3) 原文「異財」について、『訳註5』50頁注3は「異財とは実生活の上において家産を分割し独立の家計をもつこと」とする。すなわち、同一の家計の下で家族共産関係を維持している状態を「同居共財」という（そして、そのような間柄の者がすなわち家族と認識される）が、その「同居共財」関係を解消し、別途独立の家族共産関係を形成している状態が「異財」である。闘訟律20条注1でも述べたように、同居の家族はすべて主人とみなされるが、「異財」して別世帯を形成した親族（元家族）については、もはや主人とはみなされないため、本条のような規定が必要となる。
- (4) 名例律27条の規定によれば、徒一年を加杖法により杖刑に読み替える場合には杖一百二十とし、一等ごとに杖二十を加え、徒三年は杖二百となる。

### 《第3段》

〔原文〕

殴主之總麻親。徒一年。傷重者。各加凡人一等。小功大功遞加一等。〔加者加入於死。〕死者。皆斬。

疏議曰。部曲奴婢。殴主之總麻親者。無問正服義服。並徒一年。傷重者。謂殴罪重於徒一年。各加凡鬪一等。仮有部曲用他物。殴主總麻親。内損吐血。依凡人。合杖一百。犯良人。加一等。總麻加凡人一等。合徒一年半。若奴婢以他物。故殴主之總麻親。傷準凡人。合杖九十。奴婢犯良人。加二等。此条傷重。又加一等。合徒一年半。故云傷重各加凡人一等。小功大功遞加一等。謂奴婢用他物。殴傷小功親。徒二年。大功。徒二年半。是名遞加一等。註云。加者加入於死。仮如部曲殴主大功親折支。準凡人。徒三年。部曲加一等。合流二千里。其大功親加三等。合絞。即是加者加入於死。其總麻小功。部曲有犯。各從本罪。準此加例。加應入死者。処絞。死者。皆斬。謂奴婢部曲。殴主總麻以上親。至死者。皆斬。罪無首從。

〔訳文〕

(部曲・奴婢が) 主人の總麻服の親族を殴打した場合には徒一年に処する。傷害の程度が重い場合にはそれぞれ一般人 (に対する罪) に一等を加重する。小功服・大功服 (の親族) の場合には順次一等を加重する。〔(刑を) 加重する場合には、加重して死刑に至る。〕死亡させた場合には一律に斬に処する。

【疏文】 部曲・奴婢が主人の總麻服の親族を殴打した場合は、(当該親族の總麻服が) 正服であるか義服であるかを問わず<sup>(5)</sup>、すべて徒一年とする。「傷害の程度が重い場合」とは、殴打の罪が徒一年よりも重い場合をいい、それぞれ通常の鬪殴傷の罪に一等を加重する。例えば部曲が他物を用いて主人の總麻服の親族を殴打し、内臓を損傷して吐血した場合には、一般人 (同士の場合の規定である鬪訟律1条) によれば杖一百とすべきであり、良人に対して犯した場合は (鬪訟律19条の規定により) 一等を加重して (徒一年となる)。總麻服 (の親族) の場合には一般人 (に対する罪である徒一年) に一等を加重して徒一年半とすべきである<sup>(6)</sup>。もし奴婢が他物を用いて故意に主人の總麻服の親族を殴打したならば、傷害を与えれば一般人 (に対する規定である鬪訟律1条) に準じて、(故意による一等の加重を合わせて) 杖九十とすべきであるが、奴婢が良人に対して犯した場合には (鬪訟律19条の規定により) 二等を加重して (徒一年となる)。これはこの条文の「傷害の程度が重い場合」に該当するため、さらにまた一等を加重して徒一年半とすべきである。それゆえに「傷害の程度が重い場合にはそれぞれ一般人 (に対する罪) に一等を加重する」といっているのである。

〔訳注〕

(5) 嫁入りや養子等といった後天的社会的原因によって生じた服を「義服」といい、自然的血縁に基づき、かつ社会的な降等事由の影響を受けていない本来の服を「正服」という。詳しくは『訳註5』17頁参照。

(6) 部曲が一般の良人を他物で殴傷し内損吐血させた場合は、鬪訟律1条及

び同19条の規定により徒一年となるが、これは主人の總麻服の親族を毆打した罪である徒一年と同じであり、これは「傷害の程度が重い場合」に該当することから、本条文の規定に基づき徒一年に一等を加重して徒一年半に処せられることになる。

【闘訟律23条】 毆總麻親部曲奴婢

〔原文〕

諸毆總麻小功親部曲奴婢。折傷以上。各減殺傷凡人部曲奴婢二等。大功又減一等。過失殺者。各勿論。

疏議曰。毆總麻小功親部曲。謂毆身之總麻小功親部曲。減凡人部曲二等。謂總減三等。仮如毆折肋者。凡人合徒二年。減三等。合杖一百。若毆奴婢折齒。凡人合徒一年。奴婢減二等。總麻小功親奴婢又減二等。總減四等。合杖七十。故云。折傷以上。各減凡人部曲奴婢二等。大功又減一等。謂毆大功<sup>(i)</sup>部曲折齒。合杖七十。若毆大功奴婢。合杖六十。自外毆折傷以上。各準此例為減法。其有過失殺總麻以上部曲奴婢者。各無罪。

〔校注〕

- (i) 底本は「小功」に作るが、他の諸本により「小功」を「大功」に改めた。内容的にもここは「大功」でなければ意味が通じない。

〔訳文〕

總麻・小功の親族の部曲・奴婢を毆打し、折傷以上（の傷害を与えた）場合には、それぞれ一般人の部曲・奴婢を殺傷した場合（の罪）から二等を減ずる。大功（の親族の部曲・奴婢）の場合にはさらに一等を減ずる。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】「總麻・小功の親族の部曲を毆打する」とは、自身の總麻・小功の親族の部曲を毆打することをいう。「一般人の部曲（を殺傷した場合の罪）から二等を減ずる」とは、すなわち合わせて三等を減ずるというこ

とである<sup>(1)</sup>。例えば、殴打して肋骨を折った場合には、一般人であれば（鬪訟律3条により）徒二年とすべきであるが、（總麻・小功の親族の部曲であれば）三等を減じて杖一百とすべきである。もし奴婢を殴打して齒を折ったならば、一般人であれば（鬪訟律2条により）徒一年とすべきであるが、（一般人の）奴婢であれば二等を減じ、總麻・小功の親族の奴婢であればさらに二等を減じて合わせて四等を減じ、杖七十とすべきである。それ故に「折傷以上（の傷害を与えた）場合には、それぞれ一般人の部曲・奴婢を殺傷した場合（の罪）から二等を減ずる」というのである。「大功（の親族の部曲・奴婢）の場合にはさらに一等を減ずる」とは、大功の（親族の）部曲を殴打した場合をいう。齒を折った場合には合わせて四等を減じて杖七十とすべきである<sup>(2)</sup>。もし大功の（親族の）奴婢を殴打したならば杖六十とすべきである。その他の殴打して折傷以上の（傷害を与えた）場合には、それぞれこの例に準じて、減刑の法とする。總麻以上の（親族の）部曲・奴婢を過失殺することがあれば、それぞれ罪としない。

〔訳注〕

- (1) 一般人の家の部曲を鬪殺傷したならば、鬪訟律19条により一等を減じられ、それが總麻・小功の親族の部曲であれば、本条によりさらに二等が減じられ、合計三等減じられるということである。
- (2) 大功の親族の部曲を折齒した場合に杖七十となるのは、一般人の部曲を折齒した場合、良人たる一般人を折齒した場合の罪である徒一年から一等を減じられて杖一百、總麻・小功の親族の部曲であればそこから二等を減じられて杖八十、大功の親族の部曲の場合にはさらに一等を減じられて杖七十となるからである。この「杖七十とすべきである」という点につき、『訳註7』327頁注1は「凡人を殴して折齒すれば、鬪2により徒一年、良人が他人の奴婢を殴すれば鬪19により二等を減じて杖九十、それからさらにこの条により部曲ならば一等を減じ杖八十、奴婢だからさらに一等を減

じ杖七十となる」と説明しているが、納得しがたい。あるいはこの注は、直前に存在する文言である「若シ、奴婢ヲ殴シ折齒スルニ、……杖七十トスベシ」の箇所が付されるべきところ、誤ってこちらに付されてしまったのかとも考えられるが、それでもなおその内容には検討の余地があろう。

### 【闘訟律24条】 殴傷妻妾

#### 《第1段》

#### 〔原文〕

諸殴傷妻者。減凡人二等。死者。以凡人論。殴妾折傷以上。減妻二等。

疏議曰。妻之言齊。与夫齊体。義<sup>(1)</sup>同於幼。故得減凡人二等。死者。以凡人論。合絞。以刃及故殺者斬。殴妾非折傷無罪。折傷以上。減妻罪二等。即是減凡人四等。若殺妾者。止減凡人二等。

#### 〔校注〕

(i) 『訳註七』328頁注2の指摘に基づき、『官版』『宋刑統』等により「議」を「義」に改めた。

#### 〔訳文〕

妻を殴傷した場合には、一般人（に対する罪）から二等を減ずる。死亡させた場合には、一般人として論ずる。妾を殴打して折傷以上（の傷害を与えた）場合には、妻（に対する罪）から二等を減ずる。

【疏文】妻という字は「齊<sup>ならぶ</sup>」という意味であり、（妻は）夫と一体である<sup>(1)</sup>。（しかしながら）法的な意味では（夫に対しては）同世代の年少の親族（「幼」）と同じ扱いになる<sup>(2)</sup>。それ故に一般人（に対する罪）から二等を減ずることができるのである。死亡させた場合には一般人として論じ、（闘訟律5条により）絞とすべきである。刃物を用いた場合または故殺した場合には（同じく闘訟律5条により）斬とする。妾を殴打しても折傷（以上）でなければ無罪となる。折傷以上（の傷害を与えた）場合には、妻に対する罪から二等を

減ずる。すなわちこれは一般人（に対する罪）から四等を減ずることになる。もし妾を殺害すれば、ただ一般人（に対する罪）から二等を減じ（て徒三年とな）るのみである<sup>(3)</sup>。

〔訳注〕

- (1) 原文「齊体」について、曹『訳注』757頁注釈〔1〕は「地位が対等であること〔地位相等〕」としているが、本条注(2)や滋賀『家族法』一三四頁以下の記述に見られるように、夫婦は第三者の目には等質者（すなわち「一体」）として評価される一方で、内部関係においては身分上の差異が存在するため、「地位相等」との記述は若干誤解を生む表現のように思われる。なお、疏文にある「妻之言齊。与夫齐体」は、『訳註7』328頁注1や曹『訳注』757頁注釈〔1〕が指摘するように、『白虎通』嫁娶の「妻者齊也、与夫齐体」が直接の出典であると思われるが、袁『注訳』628頁注釈②や銭『新注』708頁注釈③にあるように、妻が夫と一体であることは、『周礼』や『儀礼』等の諸文献にも言及されている。
- (2) 原文「義同於幼」について、『訳註7』328頁注2は、闕訟律46条の問答中の一文を引用しつつ、「妻の法律上の地位は夫に対しては「幼」と同じ、ということ」、曹『訳注』757頁注釈〔2〕は「その大意は、夫妻は尊卑に分けることができないため、父子の関係と同じではなく、兄弟の關係に比すべきものであるということである〔大意は夫妻不分尊卑、与父子不同、可比作兄弟〕」としている。また、劉『箋解』1544頁箋釈〔一〕も「妻はすでに尊長ではなく、また卑幼とも異なる。『礼記』および『詩経』においては兄弟の關係に比せられている。すなわち妻は「幼」と同じである〔其妻既非尊長。又殊卑幼。在礼及詩。比為兄弟。即是妻同於幼〕」とする職制律30条の疏文を引用して、妻が「幼」と同視される旨を指摘している。ただ、袁『注訳』628頁注釈③は「夫は妻子等に対しては尊長対卑幼の關係と同じである〔丈夫対妻子等同于尊長対卑幼的關係〕」としているが、本条ではもっぱら妻のこののみが關係し、子は直接關係ないため、読む者に

誤解を与えかねないやや不適切な説明となっているように思われる。

- (3) 夫による妾の殺傷は、妻に対する罪から二等を減じられることになるが、夫による妻の殺害は一般人と同様に扱われることから、結果として一般人に対する殺害の罪（闘殺であれば絞、刃物を用いた場合または故殺の場合には斬）から二等を減じられ徒三年となる。

## 《第2段》

### 〔原文〕

若妻殴傷殺妾。与夫殴傷殺妻同。〔皆須妻妾告乃坐。即至死者。聽余人告。殺妻仍為不睦。〕 過失殺者。各勿論。

疏議曰。若妻殴傷殺妾。謂殴者減凡人二等。死者。以凡人論。註云。皆須妻妾告乃坐。即外人告者無罪。至死者。聽余人告。余人不限親疎。皆得論告。殺妻仍為不睦。妻即是總麻以上親。準例自當不睦。為稱以凡人論。故重明此例。過失殺者。各勿論。為無惡心。故得無罪。

### 〔訳文〕

もし妻が妾を殴打・傷害・殺害したならば、夫が妻を殴打・傷害・殺害した罪と同じ。〔すべて妻・妾が告言してはじめて処罰する。もし死亡するに至ったならば、その他の人<sup>(4)</sup>が告言することを認める。妻を殺害した場合にはなお（十悪の）不睦となる。〕 過失殺した場合には、それぞれ罪としない。

【疏文】「もし妻が妾を殴打・傷害・殺害したならば」とは、殴打した場合には一般人（に対する罪）から二等を減じ、死亡させた場合には一般人として論ずるということである。註文に「すべて妻・妾が告言してはじめて処罰する」とあることから、すなわち外部の人が告言しても無罪となる。死亡するに至ったならば、その他の人が告言することを認める。その他の人は、（妻や妾との関係の）親疎を問わず、すべて論告することができる。妻を殺害した場合にはなお不睦となる<sup>(5)</sup>。妻はすなわち總

麻以上の親族である<sup>(6)</sup>ので、(名)例(律6条)に準じておのずから不睦に当たる。(妻を死亡させた場合には)「一般人として論ずる」として  
いることから、(妻の殺害が)重罪であることはこの例より明らかである。  
過失殺した場合には、それぞれ罪としない。悪意がないために無罪  
とすることができるのである。

〔訳注〕

- (4) 原文「外人」について、『訳註7』328頁注6は「「外人」は局外者のこと。  
ここでは妻・妾以外の人を指すとしている。すなわち、前段に規定され  
る夫による妻妾の殴傷及び本段に規定される妻による妾の殴傷はすべて親  
告罪であり、被害者たる妻妾以外の第三者が告言しても罪に問わないとい  
うことである(ただし、死亡させた場合は例外であり、第三者の告言が認め  
られる)。
- (5) 名例律6条不睦によれば、總麻以上の親族を殺そうと謀れば不睦に該当  
することになる。「殺そうと謀った」(殺人の予備・陰謀の段階)だけで不  
睦に該当するため、名例律50条の「拳輕明重」の法理により、殺害した場  
合には当然不睦に該当することになる。
- (6) 妻は五服中の齊衰の一つである杖期の親族である。『訳註5』14頁の図  
を参照。

### 【鬪訟律25条】 媵妾毆詈夫

《第1段》

〔原文〕

諸妻毆夫。徒一年。若毆傷重者。加凡鬪傷三等。〔須夫告乃坐。〕死者斬。

疏議曰。妻毆夫。徒一年。若毆傷重者。加凡鬪傷三等。仮如凡人以他物  
毆傷人。内損吐血。合杖一百。加凡鬪三等。廼徒二年。此是計加之法。  
須夫告乃坐。謂要須夫告。然可論罪。因毆致死者斬。

〔訳文〕

妻が夫を殴打した場合には徒一年に処する。もし殴傷（の罪が徒一年よりも重ければ、一般人の闘傷の罪に三等を加重する。〔すべて夫が告言してはじめて処罰する。〕死亡させた場合には斬に処する。

〔疏文〕妻が夫を殴打した場合には徒一年とする。もし殴傷（の罪が徒一年よりも）重ければ、一般人の闘傷の罪に三等を加重する。例えば一般人が他物を用いて人を殴傷し、内臓を損傷して吐血した場合には、杖一百とすべきである。（これに三等を加重すると徒一年よりも重くなるため）一般人の闘傷の罪に三等を加重して徒二年に処する。これが「加重した結果（が本条に定める罪よりも重くなる場合に）加重する」法である<sup>(1)</sup>。「すべて夫が告言してはじめて処罰する」とは、夫が告言することが要件であり、しかる後に罪を論ずることが可能となる。殴打によって死亡させた場合には斬とする。

〔訳注〕

(1) 闘訟律10条の註文及び疏文の説明によれば、ある特定の要件（例えば「傷重」等）が満たされた場合に罪を加重する（「加」と規定されている場合には、加重した結果が本罪よりも重くなる場合に罪を加重するとしている。詳しくは、『訳註7』330頁注1参照。

《第2段》

〔原文〕

媵及妾犯者。各加一等。〔加者加入於死。〕過失殺傷者。各減二等。

疏議曰。依令。五品以上有媵。庶人以上有妾。故媵及妾犯夫者。各加妻犯夫一等。謂殴夫者。徒一年半。殴傷重者。加凡闘傷四等。加者加入於死。若殴夫折一支。或瞎一目。凡闘徒三年。加四等。合絞。是名加入於死。過失殺者。各減二等。謂妻妾媵過失殺者。並徒三年。假如妻折夫一支。加凡人三等。流三千里。過失減二等。合徒二年半。若媵及妾折夫一

支。合絞。過失減二等。合徒三年。自余折傷。各隨輕重。準此加減之例。

〔訳文〕

媵<sup>(2)</sup>または妾が（夫を殴傷する罪を）犯した場合には、それぞれ一等を加重する。〔(刑を) 加重する場合には、加重して死刑に至る。〕過失殺傷した場合には、それぞれ二等を減ずる。

【疏文】(戸) 令(復旧31条)によると<sup>(3)</sup>、五品以上(の官員)には媵がおり、庶民以上の者には妾がいる。それ故に媵または妾が夫を(殴傷する罪を)犯した場合には、それぞれ妻が夫に対して犯した場合の罪に一等を加重する。夫を殴打した場合には徒一年半とし、殴傷の罪が重い場合には、一般人に対する鬪傷の罪に四等を加重するということである。「(刑を) 加重する場合には、加重して死刑に至る」とあるが、もし夫を殴打して手足一本の骨を折り、あるいは片方の目を失明させた場合には、一般人であれば(鬪訟律4条により)徒三年となるが、(これは夫を殴打した場合の罪である徒一年半よりも重いので)四等を加重して絞とすべきことになる。これが「加重して死刑に至る」という意味である。「過失殺<sup>(4)</sup>した場合には、それぞれ二等を減ずる」とは、妻・妾・媵が(夫を)過失殺した場合には、すべて徒三年とすることをいう。例えば、妻が夫の手足一本を骨折させたならば、一般人に対する罪(=徒三年)に三等を加重し流三千里となる<sup>(5)</sup>が、過失の場合には二等を減じて徒二年半とすべきである。もし媵または妾が夫の手足一本を骨折させたならば、(一般人に対する罪に四等を加重し)絞とすべきであるが、過失の場合には二等を減じて徒三年とすべきである。その他の折傷についても、それぞれその軽重にしたがって、この加減の例を準用する。

〔訳注〕

- (2) 媵とは、高官(五品以上)の妾のうち特に官品を与えられた者をいう。詳しくは、『訳註5』83頁注1参照。

- (3) 銭『新注』710頁注釈④及び劉『箋解』1548頁箋釈〔二〕はこの令を「封爵令」であるとしている。両者ともに、『唐六典』卷二の尚書吏部・司封郎中条に「五品、媵三人、視従八品、降此以往皆為妾」とあることをその理由としているが、これが封爵令の逸文であるとする明確な根拠は示されていない。なお、『拾遺』251頁はこの『唐六典』の記事を「内外命婦職員令」ないしは「儀制令」の逸文である可能性を指摘している。
- (4) 原文「過失殺」について、律本文では「過失殺傷」となっており、律本文と疏文との間に齟齬がある。この後に続く例示では、「妻が夫の手足一本を骨折させた」場合について述べていることから考えるに、本来はここも「過失殺傷」でなければならないものと思われるが、諸版本がすべて「過失殺」としていることから、しばらくは原文のままとしておく。
- (5) 妻が夫の手足一本を骨折させた場合に流三千里となることについて、『訳註7』330頁注5は「過失で妻が夫の一支を折った場合をいっている。過失殺傷は「加入於死」ことはないので、名56によって流三千里に止まる」と説明しているが、これは過失の場合の話ではなく（過失の場合にはその後続く疏文にもあるとおり、流三千里から二等減じられて徒二年半となる）、通常の鬪傷の場合のことである。そもそも一般人の手足一本を骨折させた場合の刑罰が徒三年であり（鬪訟律4条）、それを妻が夫に対して犯せば三等が加重されるため流三千里となるだけのことであり、特に名例律56条の規定の適用も問題にならない。

### 《第3段》

〔原文〕

即媵及妾詈夫者。杖八十。若妾犯妻者。与夫同。媵犯妻者。減妾一等。妾犯媵者。加凡人一等。殺者。各斬。〔余条媵無文者。与妾同。〕

疏議曰。媵及妾詈夫者。杖八十。若妾犯妻者。与犯夫同。謂毆者。徒一年半。死者斬。媵犯妻者。減妾一等。毆者。徒一年。傷重者。從重上。

減妾一等。妾犯媵者。加凡人一等。謂毆者。笞五十。折一齒者。徒一年半之類。死者。各斬。謂媵及妾犯夫及妻。若妾犯媵。毆殺者。各斬。註云。余条媵無文者。謂上条。毆妾折傷以上。減妻二等之類。妻妾相犯。及犯夫。当条無文者。各与妾同。

〔訳文〕

もし媵または妾が夫を罵ったならば、杖八十に処する。もし妾が妻（に対して罪）を犯したならば、夫と同じ（く処罰する）。媵が妻（に対して罪）を犯した場合には、妾（の罪）から一等を減ずる。妾が媵（に対して罪）を犯した場合には、一般人（に対する罪）に一等を加重する。殺害した場合にはそれぞれ斬に処する。〔他の条文において媵に関する規定が存在しない場合には、妾と同じ（く扱う）。〕

【疏文】 媵または妾が夫を罵った場合には杖八十とする。「もし妾が妻（に対して罪）を犯したならば、夫と同じ（く処罰する）」とは、殴打した場合には徒一年半、死亡させた場合には斬とするということである。「媵が妻（に対して罪）を犯した場合には、妾（の罪）から一等を減ずる」とは、殴打した場合には徒一年、傷害の程度が重い場合には、重い方の罪にしたがい、妾の罪から一等を減ずる。「妾が媵（に対して罪）を犯した場合には、一般人（に対する罪）に一等を加重する」とは、殴打した場合には（一般人に対する殴打の罪である笞四十に一等を加重して）笞五十、齒を一本折った場合には（一般人に対する一齒を折った罪である徒一年に一等を加重して）徒一年半とする類のことをいう。「死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する」とは、媵または妾が夫または妻（に対して罪）を犯した場合をいう。もし妾が媵（に対して罪）を犯し、毆殺したならば、それぞれ斬とする。註文に「他の条文において媵に関する条文が存在しない場合」とあるが、これは、前条（＝鬪訟律24条）の「妾を殴打して折傷以上（の傷害を与えた）場合には、妻（に対する罪）」

から二等を減ずる」のような（条文中に「妾」とのみ規定し、媵について規定していない条文の）類をいう。妻と妾が相互に罪を犯した場合、または夫（に対して罪）を犯した場合に、当該条文において（媵に関する）規定がない場合には、それぞれ妾と同じ（く扱う）。

### 【闘訟律26条】 毆總麻兄姉

#### 《第1段》

#### 〔原文〕

諸毆總麻兄姉。杖一百。小功大功。各通加一等。尊屬者。又各加一等。傷重者。各通加凡闘傷一等。死者斬。即毆從父兄姉。準凡闘。應流三千里者絞。

疏議曰。毆總麻兄姉。謂本宗及外姻有總麻服者並同。毆此兄姉。杖一百。小功徒一年。大功徒一年半。尊屬者。又各加一等。謂毆總麻尊屬。徒一年。小功尊屬。徒一年半。大功尊屬。依礼。唯夫之祖父母及夫之伯叔父母。此並各有本条。自從毆夫之祖父母絞。夫之伯叔父母。減夫犯一等。徒二年半。即此大功。無尊屬加法。傷重者。各通加凡闘傷一等。謂他物毆總麻兄姉。内損吐血。準凡人杖一百上加一等。合徒一年。小功徒一年半。大功徒二年。尊屬又加一等。即總麻徒一年半。小功徒二年之類。因毆致死者。各斬。仮有毆小功尊屬。折二支。加凡人三等。不云加入於死。罪止遠流。即毆從父兄姉。準凡闘。應流三千里者。謂損二事以上。或因旧患。令至篤疾。斷舌及毀敗陰陽。此是凡闘應流三千里。於從父兄姉犯此流者。合絞。

#### 〔訳文〕

總麻の兄姉を毆打した場合には杖一百に処する。小功・大功（の兄姉）の場合にはそれぞれ一等ずつ順次加重する。尊属の場合には、またそれぞれ一等を加重する。傷害の程度が重い場合には、それぞれ一般人の闘傷の罪に一等ずつ順次加重する。死亡させた場合には斬に処する。もし父方の年上のいと

こ（「従父兄姉」）を殴打し、一般人に対する鬪傷に準ずると流三千里とすべき場合には絞に処する。

【疏文】「總麻の兄姉を殴打した場合」とは、男系及び女系の親族<sup>(1)</sup>で、總麻服の者はすべて同じである。この兄姉を殴打した場合には杖一百とする。小功（の兄姉）の場合には（一等を加重して）徒一年とする。大功（の兄姉）の場合には（さらに一等を加重して）徒一年半とする。「尊属の場合には、またそれぞれ一等を加重する」とは、總麻の尊属を殴打した場合には徒一年とし、小功の尊属の場合には徒一年半とするということである。大功の尊属とは、礼制によれば、ただ夫の祖父母と夫の伯叔父母のみ（が該当する）けれども、これらの親族についてはすべて個別に規定が存在する。すなわち、夫の祖父母を殴打した場合には絞（とする鬪訟律29条の規定、及び夫の）伯叔父母の場合には、夫が（それらの親族に対して）犯した場合の罪より一等を減じ徒二年半（とする鬪訟律33条の規定）がおのずから適用されることになる。つまりこの大功の尊属について（總麻の尊属に対する罪に二等を加重するという）加重の規定は（適用対象が）存在しない。「傷害の程度が重い場合には、それぞれ一般人の鬪傷の罪に一等ずつ順次加重する」とは、他物を用いて總麻の兄姉を殴打し、内臓を損傷して吐血した場合には、（鬪訟律1条により一般人ならば杖一百となるが、これは總麻の兄姉を殴打した罪である杖一百より重くなるので<sup>(2)</sup>）、一般人に対する杖一百の罪に準じて一等を加重し、徒一年とすべきであり、小功（の兄姉）の場合には徒一年半、大功（の兄姉）の場合には徒二年、尊属の場合にはさらに一等を加重し、すなわち總麻の場合は徒一年半、小功の場合には徒二年とする類のことをいう。殴打したことが原因で死亡させた場合には、それぞれ斬とする。例えば小功の尊属を殴打し、手足二本を骨折させたならば、（鬪訟律4条第2段の規定により）一般人（に対する罪である流三千里）に三等を加重することになるが、（本条には）「加重して死刑に至る」とは規定さ

れていないので、その罪は遠流（＝流三千里）に止まる。「もし従父兄弟を殴打し、一般人に対する闘傷に準ずると流三千里とすべき場合」とは、（闘訟律4条第2段に規定する）二項目以上の損傷に該当する場合、あるいはかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合、舌を切断し、または生殖器を損傷した場合をいう。これらは一般人に対する闘傷の場合には流三千里とすべきであるが、従父兄弟に対してこれらの流罪を犯した場合には絞とすべきである。

〔訳注〕

- (1) 原文「本宗及外姻」。「本宗」とは、自己と男系の血によってつながった者およびそれらに嫁した女性をいい、「外姻」とは本宗以外の親族をいう。詳しくは、『訳註5』8頁以下参照。
- (2) 刑罰が同等の場合にも「より重い」とされることについては、闘訟律10条の疏文に掲げる例示を参照。

《第2段》

〔原文〕

若尊長毆卑幼。折傷者。總麻減凡人一等。小功大功遞減一等。死者絞。即毆殺従父弟妹。及従父兄弟之子孫者。流三千里。若以刃。及故殺者絞。

疏議曰。若尊長毆卑幼。折傷者。謂折齒以上。既云折傷。即明非折傷不坐。因毆折傷總麻卑幼。減凡人一等。小功減二等。大功減三等。假有毆總麻卑幼。折一指。凡闘合徒一年。減一等。杖一百。小功減二等。杖九十。大功減三等。杖八十。其毆傷重者。遞減各準此。因毆致死者。尊長各絞。即毆殺従父弟妹。謂堂弟妹。及従父兄弟之子孫。謂堂姪及姪孫者。流三千里。若以刃殺。及不因闘而故殺者。俱合絞刑。

〔訳文〕

もし尊長が卑幼を殴打し折傷したならば、總麻の（卑幼の）場合には一般

人（に対する罪）から一等を減ずる。小功・大功の（卑幼の）場合には一等ずつ順次減ずる。死亡させた場合には絞に処する。もし男系の年下のいとこ（「従父弟妹」）または従父兄弟の子孫を毆殺したならば、流三千里に処する。もし刃物を用いた、または故殺したならば絞に処する。

【疏文】「もし尊長が卑幼を殴打し折傷したならば」とは、折齒以上の（傷害を与えた）場合をいう。すでに「折傷」といっていることから、すなわち折傷でなければ処罰しないことは明らかである。殴打したことが原因で總麻の卑幼を折傷した場合には、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。小功の（卑幼の）場合には二等を減じ、大功の（卑幼の）場合には三等を減ずる。例えば總麻の卑幼を殴打して指を一本折ったならば、一般人の鬪傷の場合には徒一年とすべきであるが、（總麻の卑幼の場合には）一等を減じて杖一百とする。小功の場合には二等を減じて杖九十とし、大功の場合には三等を減じて杖八十とする。殴傷の程度が重い場合には、それぞれこれに準じて順次減ずる。殴打したことが原因で（卑幼を）死亡させるに至った場合には、尊長はそれぞれ絞とする。「もし従父弟妹を毆殺したならば」とは、男系の年下のいとこ（「堂弟妹」）のことをいう。「または従父兄弟の子孫」とは、男系のいとこの子（「堂姪」）および男系のいとこの孫（「（堂）姪孫」）のことをいう。（ともに毆殺した場合には）流三千里とする。もし刃物を用いて殺害し、または鬪毆によらずに故殺した場合には、ともに絞刑とすべきである。

【鬪訟律27条】 毆兄姉

《第1段》

〔原文〕

諸毆兄姉者。徒二年半。傷者。徒三年。折傷者。流三千里。刃傷及折支。若瞎其一目者絞。死者。皆斬。詈者。杖一百。伯叔父母姑。外祖父母。各加一等。即過失殺傷者。各減本殺傷罪二等。

疏議曰。兄姉至親。更相急難。彎弧垂泣。義切匪他。輒有毆者。徒二年半。毆傷者。徒三年。折傷者。或折齒。或折手足指。但折一事。即合處流。若用刃傷。及折支。或跌其支體。若瞎其一目。謂全失其明者。各得絞罪。因毆致死者。首從皆斬。罵者。合杖一百。其伯叔父母姑。外祖父母。各加一等。謂加犯兄姉一等。毆者。徒三年。傷者。流二千里。文無加入死。折傷亦止流坐。罵者。徒一年。過失殺若傷。各減本殺傷二等。謂過失殺者。各減死罪二等。合徒三年。過失折齒者。從流減二等之類。其過失之罪。兄姉以下並同減二等。

〔訳文〕

兄姉を殴打した場合には徒二年半に処する。傷害した場合には徒三年に処する。折傷した場合には流三千里に処する。刃物で傷害しまたは手足を骨折させ、もしくはその片方の目を失明させた場合には絞に処する。死亡させた場合には一律に斬に処する。罵った場合には杖一百に処する。(被害者が)伯叔父母・姑・外祖父母の場合には、それぞれ一等を加重する。もし過失殺傷したならば、それぞれもととなる殺傷の罪から二等を減ずる。

【疏文】兄姉は非常に親密な親族であって、危機になればお互いに助け合うものである<sup>(1)</sup>。弓を引いて涙を流す<sup>(2)</sup>のは、その意は誠に他人ではない<sup>(3)</sup>からである。(それにもかかわらず)みだりに殴打することがあれば徒二年半とする。毆傷した場合には徒三年とする。「折傷した場合」とは、あるいは歯を折り、あるいは手足の指を折ることであり、およそ一箇所を折れば、ただちに流に処するべきである。もし刃物を用いて傷害し、または手足を骨折させ、あるいはその手足を脱臼させ、もしくはその片方の目を失明させた——完全に失明させた場合をいう——ならば、それぞれ絞罪とされる。殴打したことが原因で死亡させるに至った場合には、首犯・従犯ともに一律斬とする。罵った場合には杖一百とすべきである。「(被害者が)伯叔父母・姑・外祖父母の場合には、それ

「それ一等を加重する」とは、兄姉に対して罪を犯した場合に一等を加重するということであり、殴打した場合には徒三年、傷害した場合には流二千里とする。条文には「加重して死刑に至る」との文言はないため、折傷した場合であってもまた流刑に止まる。罵った場合には徒一年とする。過失殺もしくは過失傷の場合には、それぞれもとなる殺傷の罪より二等を減ずるとは、過失殺した場合には、それぞれ死罪から二等を減じ徒三年とすべきであり、過失で齒を折った場合には、流刑から二等を減じて（徒二年半とする）類のことをいう。過失の罪は、兄姉以下（の親族）はすべて同じく二等を減ずる。

〔訳注〕

- (1) 原文「更相急難」について、『訳註7』335頁注4も指摘するように、本句は『毛詩』（『詩経』）小雅・常棣にある「脊令在原、兄弟急難」を出典とする。また、『唐律釈文』は「兄弟は近親者であり、もし危機が迫れば直ちに互いを救い護ることをいう〔謂兄弟至親、如急難即更相救也、護也〕」とする。
- (2) 原文「弯弧垂泣」について、曹『訳注』763頁注釈〔1〕は、弯弧とは「弓を引くこと。弧とは木の弓のこと〔拉开弓。弧、木弓〕」とする。同書及び『訳註7』335頁注5、銭『新注』714頁注釈④も指摘しているように、本句は『孟子』告子章句下の「其兄関弓而射之、則已垂涕泣而道之。無他、戚之也」を出典とする。ただ、『唐律釈文』は「『孟子』によると、越の国の兄が弓を引いて弟を射ようとする、その弟は号泣して救いを求めるのみであるが、他人がこの者を射ようとするれば、抵抗してこれと闘うであろう。それはなぜか。兄弟は近親者であるので（抵抗することは）道義上よくないことであるが、他人とは疎遠であるため、抵抗することができるのである〔按孟子云、越人之兄、弯弧射其弟、其弟即号泣而求救。他人射之、即握而与闘。何故也。兄弟至親也、義不至是、他人至疏也、故可相拒〕」とし、袁『注訳』634頁注釈⑥及び劉『箋解』1558頁箋釈〔一〕はこれをほ

ほそのまま引用しているが、この解釈は『孟子』の原文の趣旨とは全く異なっているため、適切とはいえないであろう。

(3) 原文「匪他」について、『訳註7』335頁注6も指摘するように、本句は『毛詩』（『詩経』）小雅・頍弁にある「兄弟匪他」を出典とする。

## 《第2段》

〔原文〕

若毆殺弟妹及兄弟之子孫〔曾玄孫者。各依本服論。〕外孫者。徒三年。以刃及故殺者。流二千里。過失殺者。各勿論。

疏議曰。毆殺弟妹及兄弟之子孫者。兄弟子期服。孫即小功。註云。曾玄孫者。各依本服論。兄弟曾孫為總麻。玄孫当袒免。服紀既疎。温情轉殺〔去声〕。故云。各依本服論。謂毆殺曾孫。合絞。玄孫既当袒免。自依凡人法。此条。毆兄弟曾玄孫。既依本服。即明上条。毆殺従父兄弟曾玄孫。降服已尽。亦同凡人。其毆殺弟妹及兄弟之子孫外孫者。各徒三年。以刃及故殺者。流二千里。過失殺者。各勿論。

〔訳文〕

もし弟妹または兄弟の子孫〔曾孫・玄孫については、それぞれ本来の服によって罪を論じ（本条の適用対象とはしない）<sup>(4)</sup>〕・外孫を毆殺したならば、徒三年に処する。刃物を用いた場合または故殺した場合には流二千里に処する。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】（条文には）「弟妹または兄弟の子孫を毆殺する」とあるが、兄弟の子は期服の親族であり、孫はすなわち小功の親族である。註文に「曾孫・玄孫については、それぞれ本来の服によって罪を論ずる」とあるが、兄弟の曾孫は總麻であり、玄孫は袒免に相当する。（兄弟の曾孫・玄孫は）服制上疎遠な親族であり、恩情もますます薄くなる<sup>(5)</sup>。それ故に「それぞれ本来の服によって罪を論ずる」といっているのである。（それは

すなわち、兄弟の) 曾孫を毆殺した場合には(鬪訟律26条により) 絞とすべきであり、(兄弟の) 玄孫はすでに袒免に相当する親族であるため、おのずから一般人の法(=鬪訟律5条)によって(絞とする)ことを意味する。この条文では、兄弟の曾孫・玄孫を毆(殺)した場合においても、すでに本来の服による(ことを規定している)。そのため、前条における従父兄弟の曾孫・玄孫の毆殺については、親族関係が疎遠で服がすでに尽きて(無服となって)いるため、また一般人と同様に扱うことは明らかである。弟妹または兄弟の子孫・外孫を毆殺した場合には、それぞれ徒三年とする。刃物を用いた場合または故殺した場合には流二千里とする。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

[訳注]

(4) 律註があえて曾孫・玄孫について言及しているのは、一般には名例律52条の規定により、「孫」といった場合には曾孫・玄孫も含まれると定義されているが、本条ではその一般的定義が当てはまらないことに注意を促すためである。

(5) 原文にはこの後に小字で「去声」の二字が挿入されており、「殺」字が「サツ」(ころす)ではなく、「サイ」(へらす)と読むべきことが注記されている。この注記について、『訳註7』335頁注8及び劉俊文点校『唐律疏議』(中華書局、1983年)418頁校勘記〔八〕は、「後人が加えたもの」としている。いつの時代に注記が付け加えられたのかは現時点では不明であるが、少なくとも『宋刑統』にはこのような注記は存在しないため、それよりも後の時代に挿入されたものであると考えられる。

#### 【鬪訟律28条】 毆詈祖父母父母

[原文]

諸詈祖父母父母者絞。毆者斬。過失殺者。流三千里。傷者。徒三年。若子孫違犯教令。而祖父母父母毆殺者。徒一年半。以刃殺者。徒二年。故殺者。各

加一等。即嫡繼慈養殺者。又加一等。過失殺者。各勿論。

疏議曰。子孫於祖父母父母。情有不順而輒詈者。合絞。毆者斬。律無皆字。案文可知。子孫雖共毆擊。原情俱是自毆。雖無皆字。各合斬刑。下条。妻妾毆夫之祖父母父母傷者。皆斬。拳輕明重。皎然不惑。過失殺者。流三千里。傷者。徒三年。見血為傷。傷無大小之限。若子孫違犯教令。謂有所教令。不限事之大小。可從而故違者。而祖父母父母即毆殺之者。徒一年半。以刃殺者。徒二年。故殺者。各加一等。謂非違犯教令。而故殺者。手足他物殺。徒二年。用刃殺。徒二年半。即嫡繼慈養殺者。為情疎易違。故又加一等。律文既云又加。即以刃故殺者。徒二年半上加一等。徒三年。違犯教令。以刃殺者。二年上加一等。徒二年半。毆殺者。一年半上加一等。徒二年。過失殺者。各勿論。即有違犯教令。依法決罰。邂逅致死者。亦無罪。

〔訳文〕

祖父母・父母を罵った場合には絞に処する。毆打した場合には斬に処する。過失殺した場合には流三千里に処する。(過失によって) 傷害した場合には徒三年に処する。もし子孫が(祖父母・父母の) 言いつけ(「教令<sup>(1)</sup>」)に違反し、祖父母父母が(その子孫を) 毆殺したならば、徒一年半に処する。刃物を用いて殺害した場合には徒二年に処する。故殺した場合にはそれぞれ一等を加重する。もし嫡母・継母・慈母<sup>(2)</sup>・養父母が(子孫を) 殺害したのであれば、さらに一等を加重する。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】 子孫が祖父母・父母に対して気に入らないことがあって、みだりに罵った場合には絞とすべきである。毆打した場合には斬とする。律文には「一律に」(「皆」)とは規定されていないが、条文を勘案すれば、子孫が一緒に(祖父母父母を) 毆撃したとしても、その情状を考慮すれば、これらはすべてみづからが毆打していることが分かる。「一律に」とは規定していなくても、(首犯・従犯を区別せず) それぞれを斬刑と

すべきである。後の（關訟律29）条に、「妻・妾が夫の祖父母・父母を殴打して傷害した場合には一律に斬に処する」とあるが、これは（妻・妾による夫の祖父母・父母の殴傷という）軽い事例を挙げて、（子孫による祖父母・父母の殴打という）重い事例（についても当然に首犯・従犯を区別することなく一律に処罰されること）を明らかにしており、（この点に関する律の規定は）非常に明確であって戸惑う点はない。過失殺した場合には流三千里とし、（過失によって）傷害した場合には徒三年とする。（關訟律1条によれば）出血した場合を「傷害」とし、重傷か軽傷かは関係ない。「もし子孫が（祖父母・父母の）言いつけに違反し」とは、（祖父母・父母が子孫に対して）言いつけをした場合に、事の大小にかかわらず言いつけに従うべきであるのに、ことさらに違反した場合をいう。祖父母・父母がこの者を殴殺した場合には徒一年半、刃物を用いて殺害した場合には徒二年とする。「故殺した場合にはそれぞれ一等を加重する」とは、言いつけに違反したわけではないのに（子孫を）故殺した場合をいい、手足や他物を用いて（故）殺した場合には、（徒一年半に一等を加重して）徒二年、刃物を用いて（故）殺した場合には、（徒二年に一等を加重して）徒二年半とする。もし嫡母・継母・慈母・養父母が（子孫を）殺害したのであれば、（実の親子ではないため）情愛が薄く違反が生じやすいため、さらに一等を加重する。律文ではすでに「さらに加重する」といっているため、刃物を用いて故殺した場合には、（実の祖父母・父母の場合の刑罰である）徒二年半の上に一等を加重し徒三年とする。言いつけに違反した（子孫）を、刃物を用いて殺害した場合には、（実の祖父母・父母の場合の刑罰である）徒二年の上に一等を加重して徒二年半、殴打した場合には（徒）一年半の上に一等を加重して徒二年とする。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。もし（子孫が祖父母・父母の）言いつけに違反することがあれば、法により処罰されることになるが、その際に思いがけず死亡させた場合にもま

た罪に問わない。

〔訳注〕

- (1) 唐律において「教令」という言葉は、名例律30条における、九十歳以上七歳以下の者を「教令」して罪を犯させるというように、「教唆」の意味で用いられることや、賊盜律15条における、蟲毒の造畜（製造・所持）を「教令」というように、「指導・伝授」の意味で用いられることもあるが、ここでは袁『注訳』636頁注釈②、錢『新注』716頁注釈①、曹『訳注』765頁注釈〔3〕にもあるとおり、父母による「訓戒・命令」の意味で用いられている。
- (2) 「嫡母」とは妾の子から見た父の妻のこと、「継母」とは前妻の子から見た父の後妻のこと、「慈母」とは妾が夫の命により、母を失った他の妾の子を撫育した場合における当該妾のことをいう。詳しくは『訳註5』6頁参照。名例律52条によれば、これらの母は養父母とともに原則として実の父母と同様に扱われるが、本条では異なる扱いがなされていることになる。

【闕訟律29条】妻妾毆詈夫父母

《第1段》

〔原文〕

諸妻妾詈夫之祖父母父母者。徒三年。〔須舅姑告乃坐。〕毆者絞。傷者。皆斬。過失殺者。徒三年。傷者。徒二年半。

疏議曰。妻妾有詈夫之祖父母父母者。徒三年。註云。須舅姑告乃坐。毆者絞。傷者。皆斬。罪無首從。過失殺者。徒三年。傷者。徒二年半。

〔訳文〕

妻・妾が夫の祖父母・父母を罵った場合には、徒三年に処する。〔舅・姑が告言するのを待って処罰する。〕殴打した場合には絞に処する。傷害した場合には一律に斬に処する。過失殺した場合には徒三年、（過失によって）傷

害した場合には徒二年半に処する。

【疏文】 妻・妾が夫の祖父母・父母を罵ることがあった場合には徒三年とする。注文には「舅・姑が告言するのを待って処罰する」とある。殴打した場合には絞とする。傷害した場合には一律に斬とし、首犯・従犯を区別しない。過失殺した場合には徒三年、(過失によって)傷害した場合には徒二年半とする。

## 《第2段》

[原文]

即殴子孫之婦。令廢疾者。杖一百。篤疾者。加一等。死者。徒三年。故殺者。流二千里。妾各減二等。過失殺者。各勿論。

疏議曰。祖父母父母殴子孫之婦。令廢疾者。依戸令。腰脊折。一支廢為廢疾。合杖一百。篤疾者。兩目盲。二支廢。加一等。合徒一年。死者。徒三年。故殺者。謂不因毆詈。無罪而輒殺者。流二千里。若毆妾令廢疾。杖八十。篤疾。杖九十。至死者。徒二年。故殺者。徒二年半。過失殺者。各勿論。

[訳文]

もし(祖父母・父母が)子孫の婦を殴打し<sup>(1)</sup>廢疾に至らしめたならば杖一百に処する。篤疾に至らしめた場合には一等を加重する。死亡させた場合には徒三年に処する。故殺した場合には流二千里に処する。妾の場合にはそれぞれ二等を減ずる。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】 祖父母・父母が子孫の婦を殴打し、廢疾に至らしめた場合——戸令(復旧9条)によれば「腰または背の折れた者・手足の一本が不自由な者を廢疾とする」とある——には杖一百とすべきである。篤疾の場合——(戸令復旧9条によれば) 両目が見えない者・手足のうち二本の機能を失った者のことである——には一等を加重して徒一年とすべき

である。死亡させた場合には徒三年とする。「故殺した場合」とは、(子孫の婦が夫の祖父母・父母を) 殴打したり罵ったりしたわけではなく、何らの罪なくしてみだりに殺害した場合をいい、流二千里とする。もし(子孫の) 妾を殴打して廢疾に至らしめた場合には(杖一百から二等を減じて) 杖八十とする。篤疾に至らしめたのであれば杖九十、死亡させるに至った場合には徒二年とする。故殺した場合には徒二年半とし、過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

〔訳注〕

(1) 原文「殴子孫之婦」について、「婦」とは子孫の妻を指す(『訳註5』7頁参照)。ただ、次条第2段の問答内に「子孫之妻」という表記も見られ、この「子孫之婦」を「子孫の妻」と訳したのでは両者の訳し分けができなくなるため、ここではあえて「子孫の婦」と原語のまま訳出することとした。なお、袁『注訳』637頁注釈③は「これは祖父母・父母が子孫の妻・妾を殴打することを指している〔是指祖父母・父母殴打子孫の妻・妾〕(傍点引用者) としているが、子孫の妾の殴打については本段の後半に別途「妾各減二等」と規定していることから、「子孫之婦」に子孫の妾が含まれていないことは明らかであろう。

### 【鬪訟律30条】 妻妾毆詈故夫父母

《第1段》

〔原文〕

諸妻妾毆詈故夫之祖父母父母者。各減毆詈舅姑二等。折傷者。加役流。死者斬。過失殺傷<sup>(1)</sup>者。依凡論。

疏議曰。故夫。謂夫亡改嫁者。其被出及和離者非。各減毆詈舅姑罪二等。謂毆者。徒三年。詈者。徒二年。折齒以上者。加役流。死者斬。文無皆字。即有首從。過失殺傷者。依凡論。謂殺者依凡人法。贖銅一百二十斤。傷者。各依凡人傷法徵贖。其銅入被傷殺之家。

〔校注〕

- (i) 底本には「傷」字は存在しないが、疏文の記述及び諸版本に基づき、「傷」字を補った。

〔訳文〕

妻・妾が死亡した夫の祖父母・父母を殴打したり罵ったりした場合には、それぞれ舅・姑を殴打したり罵ったりした罪より二等減ずる。折傷した場合には加役流に処する。死亡させた場合には斬に処する。過失殺傷した場合には、一般人（に対する過失殺傷の法）によって論ずる。

【疏文】「死亡した夫」とは、夫が死亡し（妻・妾が）再婚した場合をいう。

夫に離婚され<sup>(1)</sup>、又は協議離婚<sup>(2)</sup>した場合は該当しない。「それぞれ舅・姑を殴打したり罵ったりした罪より二等減ずる」とは、殴打した場合には（鬪訟律29条の舅・姑を殴打した罪である絞から二等を減じて）徒三年とし、罵った場合には（鬪訟律29条の舅・姑を罵った罪である徒三年から二等を減じて）徒二年とするということである。折齒以上の（傷害を与えた）場合には、（折傷に該当するため）加役流とし、死亡させた場合には斬とする。条文には「一律に」との言葉はないため、（共犯の場合には）首犯と従犯を区別する。「過失殺傷した場合には、一般人（に対する過失殺傷の法）によって論ずる」とは、（過失によって）殺害した場合には、（鬪訟律38条の）一般人（に対する過失殺）の法によって贖銅一百二十斤<sup>(3)</sup>とし、（過失によって）傷害した場合には、（鬪訟律38条の）一般人を（過失によって）傷害した場合の法によって、（障害の程度によって定められた刑罰に対応する）贖銅を徴収する。それらの贖銅は傷害・殺害された（被害者の）家に給付する<sup>(4)</sup>。

〔訳注〕

- (1) 原文「出」。「出」とは妻・妾が夫から離婚されることをいう。戸婚律40条によれば、夫は妻が7つの離婚原因（「七出」）のいずれかに該当すると

き、妻の側に3つの離婚拒否事由（「三不去」）が存在しない限りは、夫の一方的な意思によって妻を離婚することができた（なお、妾については特に制約なく、夫の側から自由に離婚することができた）。詳しくは『訳註7』91頁以下注2参照。また、「七出」「三不去」については、『訳註6』294頁以下の【解説】参照。

- (2) 原文「和離」。「和離」とは協議離婚のこと。戸婚律41条によれば、夫婦の協議ないしは男女両家の協議による離婚は自由とされた。詳しくは『訳註7』92頁注3及び『訳註6』297頁の【解説】参照。
- (3) 鬪訟律38条によれば、過失によって人を殺傷した場合には、それぞれ殺傷の罪に相当する贖銅の支払いをもって論じられた。過失殺の場合には、鬪訟律5条の鬪殺の罪が適用された上で、その法定刑である絞に相当する贖銅一百二十斤の支払いが求められることになる。なお、五刑の各刑罰に相当する贖銅の額は、名例律1条から同5条に規定されている。
- (4) 獄官令復原68条（『校証』649頁）によれば、他人を傷害した犯人に対して贖罪が認められた場合には、徴収された贖銅は被害者の家に給付されることになる。

## 《第2段》

### 〔原文〕

其旧舅姑毆子孫旧妻妾。折傷以上。各減凡人三等。死者絞。過失殺者勿論。

疏議曰。其旧舅姑毆子孫旧妻妾。折傷以上。各減凡人三等。謂折指者。合杖八十。折一支者。徒一年半之類。死者絞。既不言故殺者斬。即是故殺者。亦絞。過失殺者勿論。

問曰。子孫之婦。夫亡守志。其姑少寡。改醮他人。或被棄放。此姑婦相犯者。合得何罪。

答曰。子孫身亡。妻妾改嫁。舅姑見在。此為旧舅姑。今者。姑雖被棄或已改醮他人。子孫之妻。孀居守志。雖於夫家義絶。母子終無絶道。子既

如母。其婦理亦如姑。姑雖適人。婦仍在室。理依親姑之法。不得同於旧姑。若夫之嫡繼慈養。不入此条。

〔訳文〕

旧<sup>もと</sup>の舅・姑が子孫や旧の妻・妾を殴打した場合には、折傷以上（の傷害を与えた）ならば、それぞれ一般人（に対する罪）から三等を減ずる。死亡させた場合には絞に処する。過失殺した場合には罪としない。

【疏文】「旧の舅・姑が子孫や旧の妻・妾を殴打した場合には、折傷以上（の傷害を与えた）ならば、それぞれ一般人（に対する罪）から三等を減ずる」とは、指を折った場合には、（鬪訟律2条に規定された徒一年の刑罰から三等を減じて）杖八十とすべきであり、手足一本を折った場合には、（鬪訟律4条に規定された徒三年の刑罰から三等を減じて）徒一年半とする類のことをいう。死亡させた場合には絞とする。「故殺した場合には斬に処する」とは規定していないため、故殺した場合もまた（斬ではなく）絞とする。過失殺した場合には罪としない。

【問】子孫の婦が、夫が死亡した後も（再婚せずに）婚家に残っている。その姑は若くして寡婦となり、改めて他家に嫁ぎ<sup>(5)</sup>、あるいは家から追い出された<sup>(6)</sup>場合、この姑と婦との間で侵犯が生じた場合、どのような罪とすべきであろうか。

【答】子孫が死亡して（その）妻・妾が再婚し、舅・姑が生存している場合、これが「旧の舅姑」である。今（の設問において）は、姑が追い出された、あるいはすでに改めて他家に嫁いだとはいっても、子孫の妻は寡婦として婚家に残っている。（妻は再婚等によって）夫の家との関係は絶えてしまっている<sup>(7)</sup>が母と子の関係は終生絶えることはない。子においてはすでに母と同様であるため、その婦においても道理としてまた姑と同様である。姑が他人に嫁いだとしても、婦はなお家に残っているのがあるから、道理として実の姑に対する法（＝鬪訟律29条）に依拠するこ

とになり、旧の姑と同じくは扱えない。もし（その姑が）夫の嫡母・継母・慈母・養母であれば、この条文の対象とはならない<sup>(8)</sup>。

〔訳注〕

- (5) 原文「改醮」について、『訳註7』340頁注2は「再嫁すること」としている。また、『唐律積文』は「婦人が再び嫁ぐこと、これを「改醮」という〔婦人再嫁、謂之改醮〕」としている。
- (6) 原文「棄放」について、袁『注訳』639頁注釈⑦は「女性が夫に捨てられるあるいは離婚されること〔婦女被丈夫休棄或離婚〕」、銭『新注』720頁注釈⑫は「妻を離婚すること〔棄妻休妻〕」、曹『訳注』768頁注釈〔2〕は「遺棄すること。これは夫の家から追い出されることを指す〔遺棄。這是指被趕出夫家〕」としている。
- (7) 原文「雖於夫家義絶」について、本稿では「夫の家において義、絶ゆと雖も」と訓読し、本文のように訳出した。銭『新注』719頁はこの部分を「当該姑は元の夫の家との情義がすでに絶えているけれども〔該婆母雖然与原夫家的情義已絶〕」と訳し、曹『訳注』768頁も「彼女（姑のこと——訳者注）は夫との関係ですでに恩義が断絶したと言えるけれども〔就她对丈夫的關係來說已是恩義断絶〕」と訳し、本稿と同様に解しているように思われる。ただ、『訳註7』340頁はこの部分を「〔姑ハ〕夫ノ家ニ義絶スト雖モ」と訓読し、「義絶」の二字を「義が絶える」という一般的な言い回しではなく、戸婚律40条に規定する「義絶」のことと捉えている。この解釈に従えば、該当箇所は「（姑は）夫の家と義絶した場合であっても」と訳すことになろうが、どちらの解釈が妥当であるか、現時点では断定しがたい。後考に俟ちたい。
- (8) 鬪訟律44条第2段の第2問答によれば、子との関係においては、嫡母・継母・慈母・養母は改嫁した場合は期親、離婚された場合は一般人（「凡人」）と同じ扱いになるとされるが、故夫の嫡母・継母・慈母・養母に関しては、妻妾との関係において、いかなる場合においても一般人と同様の

扱いとなるということである。詳しくは戴『各論』513頁参照。